

葛飾区幼保連携型認定こども園事務取扱要綱

令和5年9月29日

5 葛子施第723号

区長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「法施行規則」という。）、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「府省令」という。）、葛飾区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年葛飾区条例第35号。以下「条例」という。）、葛飾区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（令和5年葛飾区規則第54号。以下「規則」という。）、葛飾区就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（令和5年葛飾区規則第79号。以下「細則」という。）その他法令の定めるもののほか、葛飾区内の幼保連携型認定こども園の認可及び内容の変更等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法、法施行規則及び府省令で使用する用語の例による。

(設置経営主体)

第3条 認定こども園の設置経営主体は、設置者が経営する事業の全体の財務内容が不健全でなく、事業を運営するに当たって安定性が見込まれなければならない。この場合において、次のいずれかに該当する場合は、少なくとも財務内容が不健全でないことに当たらない。

(1) 直近の会計年度において債務超過（負債金額が資産総額を超えていることをいう。）となっている。

(2) 直近3年間の会計年度において、3年間連続して損失を計上している。

2 当該経営主体が設立後3年を経過していないときは、前項第2号中「直近3年間の会計年度において、3年間連続して」とあるのは、「設立後の会計年度において」と読み替えるものとする。

(定員)

第4条 幼保連携型認定こども園は、総定員の範囲内で受け入れることを基本とする。

2 前項の規定にかかわらず、幼保連携型認定こども園は、府省令及び規則に定める面

積並びに府省令で定める職員配置基準を下回らない範囲内で、定員を超えて教育及び保育の実施を行うことができる。この場合において、当該施設は、年度途中においても定員を超えて園児の受け入れができるよう受入体制を整えること。

- 3 幼保連携型認定こども園は、定員を超えている状況が恒常的にわたる場合（連続する過去の2年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率（当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認可定員の総和で除したものをいう。）が120パーセント以上の状態をいう。）には、定員の見直しを図らなければならない。

（建物及び設備の基準）

第5条 幼保連携型認定こども園の構造及び設備は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令（以下「建築基準法等」という。）の定めるところに従うほか、室内化学物質対策実施基準（別紙1）に基づき室内化学物質対策を実施し、採光、換気等を行う等園児の保健衛生及び危険防止に十分な注意を払い、府省令、条例及び規則に定めるもの並びに次項から第5項までに規定する基準による設備を有し、適切に運営すること。

- 2 基準設備、面積等は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる要件とする。

区分	要件
乳児室又はほふく室	規則第3条に定める面積を、保育に有効な面積（部屋の内法面積から保育に有効でない面積を除外した面積をいう。以下同じ。）として確保すること。
保育室又は遊戯室	府省令第7条第6項第3号に定める面積を、保育に有効な面積として確保すること。
調理室	(1) 園児が乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）から簡単に立ち入ることがないように、保育室等と区画されていること。 (2) 定員に見合う面積及び設備を有すること。
便所	便所には保育室等用とは別に便所専用の手洗設備が設けられているとともに、保育室等及び調理室と区画されており、かつ、園児が安全に使用できるものであること。便所の数は園児20人につき1以上であること。

- 3 非常口は、火災等非常時に園児の避難に有効な位置に2か所2方向に設置するとともに、保育室等を1階に設ける場合又は屋上に園庭を設ける場合においても、2方向の避難経路を確保すること。
- 4 設置者は、室内化学物質対策実施基準sに定める基準に基づき実施した測定結果及び対策状況を把握し、安全性が確認された後に開設すること。

5 幼保連携型認定こども園を設置する場合は、次に掲げる要件のいずれかに該当することとする。

(1) 建築基準法における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）により建築された建築物

(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては I_s 値 0.7 以上かつ q 値が 1.0 以上又は $C_{t u S d}$ 値 0.3 以上、木造の建築物にあつては I_w 値が 1.1 以上であることが確認された建築物

（職員）

第 6 条 幼保連携型認定こども園に必要な保育教諭の数は、府省令第 5 条第 3 項に規定する園児の年齢別に、園児数を同条に規定する保育教諭の員数の基準となる園児数で除し、小数点第 1 位（小数点第 2 位以下切り捨て）まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数とする。

2 幼保連携型認定こども園は、保育教諭を常勤の保育教諭（各幼保連携型認定こども園の就業規則等で定めた常勤職員のうち、期間の定めのない労働契約又は 1 年以上の労働契約を結び、労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第 5 条第 1 項第 1 号の 3 の規定により明示された就業の場所が当該幼保連携型認定こども園であり、かつ、従事すべき業務が教育及び保育であるものであって、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上、常態的に勤務し、当該幼保連携型認定こども園を適用事業所とする社会保険の被保険者である者をいう。以下「常勤保育教諭」という。）をもって確保することを基本とする。

3 前項の規定にかかわらず、幼保連携型認定こども園本来の事業の円滑な運営を阻害せず、教育及び保育時間並びに園児数の変化に柔軟に対応すること等により、園児の処遇水準の確保が図られる場合で、次に掲げる条件の全てを満たす場合には、府省令第 5 条に規定する保育教諭の一部に短時間勤務の保育教諭（1 日 6 時間未満又は月 20 日未満勤務の保育教諭をいう。以下同じ。）及びその他の常勤保育教諭以外の保育教諭を充てても差し支えない。この場合においては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第 10 条第 1 項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）による園児の発達に応じた組又はグループの編成を適切に行うとともにこれを明確にしておくこと。

(1) 常勤保育教諭が各組又は各グループ 1 人以上（乳児を含む組又はグループに係る第 5 条第 1 項により算出された保育教諭の定数が 2 人以上の場合は、2 人以上）配置されていること。

(2) 常勤保育教諭に代えて短時間勤務の保育教諭及びその他の常勤保育教諭以外の保育教諭を充てる場合の勤務時間数が、常勤保育教諭を充てる場合の勤務時間数を

上回ること。

- 4 府省令附則第5条及び第7条に規定する保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とは、次に掲げる者とする。
 - (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設等、同法第6条の3第8項、第10項及び第12項に係る事業又は東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付け12福子推第1157号）に基づく認証保育所（以下「認証保育所」という。）のいずれかで、継続して1年以上、乳幼児の直接処遇を担当した経験を有する者。この場合において、継続して勤務した期間中の勤務実績は、少なくとも月平均80時間以上とする。
 - (2) 児童福祉法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者
 - (3) 子育て支援員研修事業実施要綱（平成27年5月21日雇児発0521第18号）に基づく子育て支援員研修（子育て支援員専門研修（地域保育コース）のうち選択科目を地域型保育とする研修をいう。以下「子育て支援員研修」という。）を修了した者
- 5 府省令附則第6条を適用する場合、原則として小学校教諭が行う保育は5歳以上児を対象とする。
- 6 府省令附則第7条は、8時間を超えて開所する日において、利用定員に応じて置かなければならない園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員（以下「直接従事職員」という。）の数を超えて雇用した直接従事職員のうち、第6条第4項各号に掲げる者を、開所時間中における直接従事職員の総数から利用定員に応じて置かなければならない直接従事職員の数を差し引いて得た数の範囲で適用することができる。
- 7 府省令附則第5条及び第7条に規定する保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに府省令附則第6条に規定する小学校教諭等免許状所持者は、当該幼保連携型認定こども園の施設長及び設置者代表者が、当該職員の直接従事職員としての能力を確認した上で適当と認める者とする。
- 8 過去3年以内に、法第20条に基づく改善の勧告又は改善の命令を受けた幼保連携型認定こども園は、府省令附則第5条から第7条までに規定する特例を適用することができない。
- 9 府省令附則第6条又は第7条を適用する事業者は、小学校教諭等免許状所持者又は葛飾区長（以下「区長」という。）が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の保育士資格取得支援に努め、府省令附則第5条、第6条又は第7条の適用を受ける者であって、保育に従事したことがない者に対しては、子育て支援員研修のほか、乳幼児の保育に関する研修の受講を促すこと。
- 10 幼保連携型認定こども園は、職員配置について、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 職員会議等を通じて職員間の連携を十分図るとともに、各種研修への参加機会の

確保等に努めること。

(2) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態及び低処遇の保育教諭が生じることのないよう留意すること。

(3) 法第24条に基づき、保育教諭の勤務実態の状況等について情報提供に努めること。

（衛生管理等）

第7条 幼保連携型認定こども園は、園児の使用する設備及び遊具等について、安全かつ衛生的に管理すること。

2 必要な医薬品及び医療品を備えること。

3 園児の食事を調理する又は調乳を行う者については、「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」（平成13年8月1日付け雇児発第36号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を遵守し、施設における衛生管理及び食中毒予防を徹底すること。

4 食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し、搬入する方法又は調理業務を委託して行う方法により行う場合は、「幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について」（平成28年1月18日付け府子本第448号・27文科初第1183号・雇児発0118第3号）を遵守し、安全、衛生、栄養、食育等に留意すること。

（運営委員会の設置）

第8条 学校法人又は社会福祉法人以外の設置者は、幼保連携型認定こども園の運営に関し、当該幼保連携型認定こども園の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる運営委員会を設置すること。

2 運営委員会には、社会福祉事業及び学校経営について知識経験を有する者、当該幼保連携型認定こども園の教育及び保育サービス利用者（これに準ずる者を含む。）並びに幼保連携型認定こども園設置主体の実務を担当する幹部職員を含むこと。

3 運営委員会は定期的に開催し、運営委員会を開催した場合は、議事録を作成すること。

（子育て支援事業）

第9条 府省令第10条に規定する子育て支援事業は、法施行規則第2条各号に規定する事業のうち、2以上の事業を行うものとする。

2 法施行規則第2条第3号に規定する事業については、対象となる園児に応じて、条例及び規則に定める基準を満たした上で実施しなければならない。

（私立幼保連携型認定こども園の設置認可の手続）

第10条 私立幼保連携型認定こども園の設置の認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、法第17条第1項及び法施行規則第15条第1項の規定に基づき、次項及び第3項に定めるところにより申請の手続を行うものとする。

2 申請者は、計画の承認を受けるため、計画承認申請書（第1号様式）に、次に掲げ

る書類を添付し、区長が指定する日までに提出するものとする。

(1) 設置者の状況に関する次に掲げる書類

- ア 法人の登記事項証明書
- イ 定款又は寄付行為の写し（法人の場合）
- ウ 印鑑証明書
- エ 幼保連携型認定こども園の設置者基準に該当する旨の誓約書（第2号様式）
- オ 資金計画書
- カ 幼保連携型認定こども園の今後5年間の収支計画書（当該施設を開設するに当たって借入等を行う場合は返済計画についても記載すること。）
- キ 直近3年間の決算報告書（監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類を付したものに限る。）
- ク 設置者全体の今後5年間の収支（損益）予算書
- ケ 設置者全体の今後5年間の借入金等返済（償還）計画
- コ 預貯金残高証明書（別に定める計画承認申請書の提出期限の1か月前以降の時点のものに限る。）
- サ 納税証明書（社会福祉法人及び学校法人を除く申請者の場合に限る。）

(2) 建物その他の設備に関する次に掲げる書類

- ア 建物の規模、構造及び設備並びに園庭の状況（第3号様式）
- イ 施設の案内図（最寄駅からの経路等、周辺環境がわかるもの）
- ウ 施設の配置図及び建物の平面図
- エ 幼保連携型認定こども園内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図
- オ 建物建築時の建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し。ただし、既存建築物において、検査済証を紛失している場合は検査済証に代えて台帳記載事項証明書を提出するものとし、検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する際は、次の（ア）から（ウ）までのいずれかの文書を提出すること。
 - （ア） 建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が証明した文書
 - （イ） 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第5項の規定に基づく報告等に基づき、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が確認した文書
 - （ウ） 建築基準法適合状況調査報告書等により、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを区長が確認した文書
- カ 土地及び建物の登記事項証明書。ただし、計画承認申請書提出時に登記がなされていない場合には、登記後に送付すること。（自己所有の場合に限る。）
- キ 国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受ける場合には、それを証する書

面（土地及び建物が自己所有でない場合に限る。）

ク 国又は地方公共団体以外から貸与を受ける場合には、使用の権利を証する書類（賃貸借契約書等）の写し（土地及び建物が自己所有でない場合に限る。）

ケ 第5条第5項第2号に規定される建築物にあつては、当該事実を客観的に証明できる書類

(3) 幼保連携型認定こども園の運営方針に関する次に掲げる書類

ア 法施行規則第16条に規定する園則

イ 子育て支援事業の計画書（第4号様式）

(4) その他区長が必要と認めるもの

3 申請者は、設置の認可を受けるため、法第17条第1項及び法施行規則第15条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園設置認可申請書に次に掲げる書類を添付し、区長が指定する日までに提出するものとする。ただし、前項に基づく計画承認申請書の添付資料として既に提出した書類と変更がない場合は提出を省略することができる。

(1) 幼保連携型認定こども園施設概要（第5号様式）

(2) 設置者の状況に関する次に掲げる書類

ただし、イからシまでについては、前項に基づく計画承認申請書の添付資料として既に提出した書類と変更がない場合は提出を省略することができる。

ア 法人代表者の履歴書

イ 法人の登記事項証明書

ウ 定款又は寄付行為の写し（法人の場合に限る。）

エ 印鑑証明書

オ 幼保連携型認定こども園の設置者基準に該当する旨の誓約書

カ 資金計画書

キ 幼保連携型認定こども園の今後5年間の収支計画書（当該施設を開設するに当たって借入等を行う場合は返済計画についても記載すること。）

ク 直近3年間の決算報告書（監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類を付したものに限る。）

ケ 設置者全体の今後5年間の収支（損益）予算書

コ 設置者全体の今後5年間の借入金等返済（償還）計画

サ 預貯金残高証明書（別に定める設置申請書の提出期限の1か月前以降の時点のもの）

シ 納税証明書（社会福祉法人及び学校福祉法人を除く申請者の場合に限る。別に定める内容のもの。）

(3) 職員関係に関する次に掲げる書類

ア 職員の構成（第6号様式）

- イ 履歴書の写し（学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び府省令第 5 条第 4 項ただし書きの規定により調理員を置かない幼保連携型認定こども園の調理員を除く。）
 - ウ 保育士証の写し
 - エ 幼稚園教諭免許状の写し
 - オ 府省令附則第 6 条を適用する場合は、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。）の写し
 - カ 医師の免許証の写し
 - キ 養護教諭又は栄養教諭を配置する場合には当該普通免許状の写し
 - ク 所定労働時間等の明記された非常勤職員雇用通知書（控）の写し（ただし、学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び調理員を除く。）
 - ケ 調理業務を第三者に委託して給食提供する場合には、調理業務委託契約書の写し、外部搬入方式により食事の提供をする場合には外部搬入に係る契約書の写し
 - コ 園長要件を充足することを証する書面（勤務証明等）
 - サ 府省令附則第 5 条及び第 7 条を適用する場合は、第 6 条第 3 項に該当することを証する書類
- (4) 建物その他の設備に関する次に掲げる書類ただし、前項に基づく計画承認申請書の添付資料として既に提出した書類と変更がない場合は提出を省略することができる。
- ア 建物の規模、構造及び設備並びに園庭の状況
 - イ 施設の案内図（最寄駅からの経路等周辺環境がわかるもの）
 - ウ 施設の配置図及び建物の平面図
 - エ 幼保連携型認定こども園内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図
 - オ 建物建築時の建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し。ただし、既存建築物において、検査済証を紛失している場合は検査済証に代えて台帳記載事項証明書を提出するものとし、検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する際は、次の（ア）から（ウ）までのいずれかの文書を提出すること。
 - (ア) 建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が証明した文書
 - (イ) 建築基準法第 12 条第 5 項の規定に基づく報告等に基づき、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が確認した文書
 - (ウ) 建築基準法適合状況調査報告書等により、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを区長が確認した文書
 - カ 保育室等を 2 階以上に設置する場合は、一級建築士による府省令第 13 条により読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚

- 生省令第 63 号) 第 32 条第 8 号を満たしていることを証する書類
- キ 用途変更に係る建築確認申請書及び確認済証の写し
 - ク 土地及び建物の登記事項証明書。ただし、申請時に登録がなされていない場合には、登記後に送付すること。(自己所有物件の場合に限る。)
 - ケ 国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受ける場合には、それを証する書面(土地及び建物が自己所有でない場合に限る)
 - コ 国又は地方公共団体以外から貸与を受ける場合には、使用の権利を証する書類(賃貸借契約書等)の写し(土地及び建物が自己所有でない場合に限る。)
 - サ 火災予防条例(昭和 37 年東京都条例第 65 号)第 56 条の 2 に基づく届出により消防署から通知される検査結果通知書の写し
 - シ 第 5 条第 4 項に規定する室内化学物質対策実施基準に基づき実施した測定結果(厚生労働省が定める指針値以下であることがわかるものであること。)
 - ス 第 5 条第 5 項第 2 号に規定される建築物にあっては、当該事実を客観的に証明できる書類
- (5) 幼保連携型認定こども園の運営方針に関する次に掲げる書類
- ア 法施行規則に規定する園則
 - イ 子育て支援事業の計画書
 - ウ 重要事項説明書等(利用者及び利用を検討している者に配付するものであって、アの園則に関する規定及び府省令第 13 条の規定により読み替えて準用する省令第 14 条の 3 第 1 項に基づく苦情対応のための措置の内容が盛り込まれているもの)
 - エ 利用する園児に関して契約している保険又は共済制度への加入を証する書類の写し
- (6) その他区長が必要と認めるもの

(公私連携幼保連携型認定こども園の設置届の手續)

第 11 条 法第 34 条第 1 項に基づき、区長による公私連携法人の指定を受けた法人が同規定に基づく公私連携幼保連携型認定こども園を設置するに当たり、同条第 3 項による届出を行う時は、設置を予定する日の 20 日前の日までに、公私連携幼保連携型認定こども園設置届に第 10 条第 3 項に定める書類を添付し提出するものとする。

(内容変更の手續)

第 12 条 私立幼保連携型認定こども園(公私連携幼保連携型認定こども園を含む。)の建物その他設備の規模構造、使用区分、園庭、園舎敷地の使用に係る権利関係、定員等の運営方法又は代表者若しくは園長を変更しようとする者は、法施行規則第 15 条第 2 項の規定により、変更しようとする日の 20 日前までに、幼保連携型認定こども園変更事項届出書に次に掲げる書類を添付し区長に提出するものとする。

- (1) 名称を変更する場合 次に掲げる書類
- 幼保連携型認定こども園施設概要(変更箇所のみ記入すること。)

- (2) 所在地（住所）の表示を変更する場合 次に掲げる書類
- ア 幼保連携型認定こども園施設概要（変更箇所のみ記入すること。）
 - イ 区市町村から発行される住居表示変更の通知
- (3) 設置者の名称を変更する場合（個人の場合の氏名変更を含む。） 次に掲げる書類
- ア 幼保連携型認定こども園施設概要（変更箇所のみ記入すること。）
 - イ 印鑑証明書（事後提出）
- (4) 設置者の代表者を変更する場合（法人の場合に限る。） 次に掲げる書類
- 法人の代表者を変更した場合は、理事会等の決議のあった時点で、速やかに、変更届を提出すること。
- ア 幼保連携型認定こども園施設概要（変更箇所のみ記入すること。）
 - イ 代表者の履歴書
 - ウ 印鑑証明書（事後提出）
- (5) 設置者の住所（法人の場合は所在地）を変更する場合 次に掲げる書類
- ア 幼保連携型認定こども園施設概要（変更箇所のみ記入すること。）
 - イ 印鑑証明書（事後提出）
- (6) 園長を変更する場合 次に掲げる書類
- ア 幼保連携型認定こども園施設概要（変更箇所のみ記入すること。）
 - イ 園長の履歴書
 - ウ 園長要件を充足することを証する書面（勤務証明等）
- (7) 定員の変更 次に掲げる書類
- ア 幼保連携型認定こども園施設概要（変更箇所のみ記入すること。）
 - イ 職員の構成
- (8) 建物の規模構造及び使用区分（保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等の設置位置等）並びに園庭を変更する場合 次に掲げる書類
- ア 建物の規模、構造及び設備並びに園庭の状況
 - イ 建物の変更前後の配置図及び平面図
 - ウ 幼保連携型認定こども園内の各室から屋外避難までの経路を示した平面図
 - エ 本内容変更により新たに保育室等を2階以上に設置した場合は、一級建築士による府省令第13条により読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第8号を満たしていることを証する書類
 - オ 建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し
- 検査済証の交付を受けていない場合は、次の（ア）から（ウ）までのいずれかを提出すること。
- （ア） 建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が証明した文書

(イ) 建築基準法第 12 条第 5 項の規定に基づく報告等に基づき、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が確認した文書

(ウ) 建築基準法適合状況調査報告書等により、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを区長が確認した文書

カ 土地及び建物の登記事項証明書。ただし、届出時に登記がなされていない場合には、登記後送付すること。

キ 第 5 条第 4 項に規定する室内化学物質対策実施基準に基づき実施した測定結果（厚生労働省が定める指針値以下であることがわかるものであること。）

(9) 調理業務に関する変更をする場合 次に掲げる書類

ア 職員の構成（業務委託及び外部搬入から設置者が自ら調理することに変更した場合）

イ 調理業務委託契約書の写し（新たに委託を開始する場合及び委託先を変更する場合）

ウ 外部搬入に係る契約書の写し（新たに外部搬入を開始する場合及び委託先を変更する場合）

(10) 園則を変更する場合 次に掲げる書類

改定前後の園則又は園則の変更が確認できるもの

（報告書の徴収）

第 13 条 私立幼保連携型認定こども園の設置者は、法第 30 条第 1 項及び細則第 10 条の規定により、幼保連携型認定こども園運営状況報告書に職員の構成（第 6 号様式（第 2 片））を添付し、毎年度、別に定める期日までに、区長に報告すること。

2 私立幼保連携型認定こども園の設置者は、法第 30 条第 3 項の規定により、次に掲げる事項が生じた場合、速やかに区長に報告を行うものとする。この場合において、第 2 号に規定する事項が生じた場合は、当該園児の氏名、住所及び家庭の状況を報告し、第 3 号から第 5 号までに規定する事項が生じた場合は、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を併せて保健所に報告し、指示に従うものとする。

(1) 当該施設の管理下において死亡事案、治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合

(2) 当該施設に 24 時間かつ概ね週 5 日程度以上入所している園児がいる場合

(3) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間内に 2 人以上発生した場合

(4) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が 10 人以上又は園児の半数以上発生した場合

(5) 前 2 号に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われる場合

3 区長は、法第 30 条第 3 項の規定により、前項の報告のほか幼保連携型認定こども

園の適切な運営を確保するために必要があると認めるときは、その設置者に対して適宜報告を求めることができる。

(幼保連携型認定こども園の廃止又は休止)

第 14 条 幼保連携型認定こども園の廃止又は休止については、幼保連携型認定こども園の公共性から教育及び保育事業に多大な影響を及ぼすため、設置者は、廃止し、又は休止しようとする日以前の少なくとも相当の期間をもって、区長と協議しなくてはならない。この場合において、休止とは原則として1年を超えない期間停止することをいい、建物設備について国庫又は東京都、区の補助がなされた幼保連携型認定こども園を廃止しようとするときは、あらかじめ文書をもって区に協議しなければならない。

2 私立幼保連携認定こども園（公私連携型認定こども園を含む。）を廃止し、又は休止しようとする設置者は、法第 17 条第 1 項及び法施行規則第 17 条の規定により、幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書に次に掲げる書類を添付し、承認を得ようとする日の2か月前までに区長に提出すること。

- (1) 財産処分 of 具体的方法
- (2) 職員の退職後の状況
- (3) 園児の具体的な受入計画

付 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別紙1（第5条関係）

室内化学物質対策実施基準

幼保連携型認定こども園における安全で快適な保育環境及び園児の健康確保のため、設置者は以下のとおり室内化学物質対策を実施する。

実施内容	設置者は、事業を実施する施設の室内化学物質濃度の測定を第三者の専門機関に依頼し、室内の安全性を確認する（室内に什器等を設置した状態で測定することが望ましい。）。なお、事業開始後であっても、室内環境に影響を及ぼす改修工事、什器の入替え等を行った場合も、同様の取扱いとする。
測定対象化学物質	ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼンの6種
検査機関	厚生労働省標準測定法により検査できる機関
測定方法	厚生労働省の測定方法のうち標準測定法によること。
測定位置	<p>日常の使用状況を想定し、3歳児は床上60cm、乳児は床上30cmなど、園児の呼吸する高さに合わせて空気を採取すること。</p> <p>測定の際は換気装置を停止させること。ただし、常時（24時間）稼働させる換気装置についてはこの限りでない。</p> <p>窓際、出入り口、送風口付近は避け、可能な限り部屋の中央付近で測定すること。</p> <p>100㎡以下の乳児室及び保育室において1か所測定し、100㎡を超える乳児室及び保育室において最低2か所測定すること。</p>
測定結果	<p>厚生労働省が定める化学物質の室内濃度指針値以下であることを確認すること。</p> <p>指針値を超えた場合は、原因を調べ、改善のための対策を講じること。</p> <p>測定結果及び対策状況については、関係者に説明又は公表すること。</p>
改善方法	<p>設置者の責任において改善すること。</p> <p>（完了・引渡し時に、工事請負業者の責任で指針値以下とするよう、あらかじめ建築工事特記仕様書に記載する等。）</p> <p>改善方法については、保健所に相談するなど早急な対応を行い、再検査を実施すること。</p>
開設までの注意	<p>化学物質の低減のため、竣工予定日から事業開始日まで、2週間以上の期間を確保すること。</p> <p>換気装置を使用するか定期的に窓開け等を行い、十分に外気を取り入れること。</p>